



発行 新潟県

号外 1

平成28年12月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 選挙管理委員会告示

125 新潟県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定（選挙管理委員会）

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第125号

平成28年10月16日執行の新潟県知事選挙における選挙の効力に関し、東京都江戸川区南小岩4丁目10番23号後藤浩昌から提起された異議の申出に対し、平成28年11月30日次のとおり決定した。

平成28年12月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 決 定 書

異議申出人 東京都江戸川区南小岩4丁目10番23号  
後藤 浩昌

異議申出人（以下「申出人」という。）から平成28年10月31日に提起された平成28年10月16日執行の新潟県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議の申出を棄却する。

## 異議申出の要旨及び理由

## 1 異議申出の要旨

申出人は、次の異議申出の理由により、本件選挙の効力を無効とする旨の決定を求めるものである。

## 2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 選挙運動について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）129条は、立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければすることができない旨規定しているところ、本件選挙の森民夫候補（以下「森候補」という。）及び米山隆一候補（以下「米山候補」という。）は、立候補の届出前から、記者会見や会合において自己の政策を表明する、宣伝カーから自己の政策を宣伝するなど、同条に違反する行為を行っていた。当委員会は、申出人及び一般県民から、森候補及び米山候補によるこれらの行為について、本件選挙の告示日前及び告示日に複数回にわたり指導や取締りを行うよう申告があったにもかかわらず、森候補及び米山候補のこれらの行為に関与せず、また、本件選挙の執行も停止しなかった。当委員会が、候補者の選挙違反の申告があったにもかかわらず、これに関与しないことは、候補者及び選挙人の

選挙の公正を定める公選法の責務に反しており、本件選挙の手続は違法である。

- (2) 申出人は、本件選挙の告示日前に自己の政策案を表明して公表することをしなかったため、申出人と、告示日前に自己の政策案を公表した森候補及び米山候補とについて、本件選挙上、不公平、不平等があった。
- (3) 森候補について、公選法上の罰則規定違反の行為（公選法 239 条 1 項 1 号、129 条）により本件選挙において被選挙権が認められていなければ、森候補の得票数は申出人及び三村誉一候補（以下「三村候補」という。）が得ていたと推認され、三村候補より申出人の得票数が多かったことから、申出人の得票数は有効投票数の 10 分の 1 を超え、申出人の供託物は、申出人に返還されていたはずである。この点からも、本件選挙は違法である。
- (4) 申出人が、告示日前に自己の政策案を公表していれば、本件選挙に候補者を擁立しなかった市民団体や政党の支援を受ける可能性があり、本件選挙の結果に異動を及ぼす可能性があった。
- (5) 申出人の主張が認められれば、選挙のやり直しとなり、その選挙には公選法 202 条 1 項が定める期間内に異議を申し出なかった森候補と三村候補は参加できず、異議に利害関係を有する米山候補と申出人との二人の選挙となるが、申出人には新潟県の観光に甚大な効果が見込まれる公約があり、申出人に有利となる。

したがって、本件選挙の違法の程度は著しく重大であって、その効力は無効であるので、本件選挙の効力を無効とする旨の決定を求める。

#### 決定の理由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

- 1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、公選法 205 条 1 項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限定されている。

この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（最高裁判所昭和 61 年 2 月 18 日判決）とされている。

また、明文の規定は存在しないが選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときとは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合」（大阪高等裁判所昭和 30 年 8 月 26 日判決）とされている。

もっとも、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関しても、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」（最高裁判所昭和 61 年 2 月 18 日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和 29 年 9 月 24 日判決）とされている。

- 2 以上の観点から、申出人が主張する申出理由が、本件選挙の無効事由に該当するか否かについて判断する。
  - (1) 異議申出の理由(1)について

申出人は、森候補及び米山候補の告示日前の行為について、当委員会が関与しなかったことが公選法の趣旨に反し違法であり、本件選挙は無効であると主張する。

しかし、「選挙管理委員会はもともと選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違法行為を取締まるべき地位にはない」（東京高等裁判所昭和 50 年 2 月 26 日判決）とされており、仮に当委員会が森候補及び米山候補の行為に対し特段の措置を講じなかったとしても、選挙の自由公正が著しく阻害される管理執行とは認められず、「選挙の規定に違反する」とは言えない。

また、選挙の効力についての異議申出は、公選法 202 条 1 項の規定により、選挙の日から 14 日以内に申し出ることができることとされており、選挙期日前には選挙の効力が発生しておらず、異議申出の対象が存在しないため、異議申出は認められていないことから、申出人の事前の申告にかかわらず当委員会が本件選挙

を執行したことをもって、「選挙の規定に違反する」とは言えない。

よって、申出人の主張は、理由がない。

(2) 異議申出の理由(2)について

申出人は、申出人と告示日前に政策を公表した森候補及び米山候補との間に、本件選挙上、不公平、不平等があったと主張する。

しかし、本件選挙における候補者が告示日前に政策を公表するか否かの問題は、選挙の管理執行の手続とは関係なく、これをもって「選挙の規定に違反する」とは言えない。

よって、申出人の主張は理由がない。

(3) 異議申出の理由(3)について

申出人は、本件選挙において、公選法上の罰則規定違反の行為（公選法 239 条 1 項 1 号、129 条）により森候補に被選挙権が認められなければ、申出人に供託物が返還されたはずであり、この点からも本件選挙は違法であり、無効であると主張する。

しかし、公選法上の罰則規定違反の行為についての認定・判断は、もっぱら刑事訴追とその結果に委ねられているものであり、選挙の管理執行の手続とは関係なく、これをもって「選挙の規定に違反する」とは言えない。

また、仮に森候補の行為が、申出人の主張する公選法上の罰則規定違反の行為（公選法 239 条 1 項 1 号、129 条）に該当するとしても、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態は認められないので、本件選挙の無効事由となるものではない。

よって、申出人の主張は理由がない。

(4) 異議申出の理由(4)について

申出人は、申出人が告示日前に自己の政策を公表していれば、選挙の結果に異動を生じた可能性があるとして主張する。

しかし、上記決定の理由の 2 (1) から (3) のとおり、申出人の主張する申出理由は、いずれも公選法 205 条 1 項にいう「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当しないので、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」があるか否かを論ずるまでもなく、本件選挙は無効とされるべきものではない。

よって、申出人の主張は理由がない。

(5) 異議申出の理由(5)について

申出人は、申出人の申出が認められれば、申出人と米山候補の二人の選挙となり、申出人が有利であると主張するが、申出人独自の見解であり、本件選挙の無効事由となるものではない。

よって、申出人の主張は理由がない。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申出人の主張にはいずれも理由はなく、当委員会は主文のとおり決定する。

平成 28 年 11 月 30 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法 203 条の規定により、この決定に不服があるときは、新潟県選挙管理委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。